高梁市ふるさと応援寄附金(納税)返礼品登録基準

令和5年8月改定

1 目的

高梁市ふるさと応援寄附金(納税)制度により高梁市(以下「本市」という。)へ寄附をいただいた市外在住の寄附者に対する返礼品の登録に関する基準を定める。

2 登録条件

(1)返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 平成 31 年 4 月 1 日付け総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準(地場産品基準)に適合するものであること。
- イ 公序良俗に反しないものであること。
- ウ市内の特産品又は全国に向けて本市のPRに繋がるものであること。
- エ 市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされていること。(岡山共通返礼品は除く。)
- オ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。(あらかじめ期間や数量を明示する ものは除く。)
- カ 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、原則、一定期間(概ね一週間以上)の賞味期 限が保証されていること。
- (2) 返礼品の価格及び寄附金額の設定
- ア 返礼品の価格は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・送料・消費税を含めた価格とすること。
- イ 寄附金額は、返礼品の価格に3分の10をかけ1,000円単位に切り上げた額以上を原則 とする。
- ウ 岡山県共通返礼品のうち、梨及び桃 (これらの入ったセット商品を含む) を返礼品とする場合の価格は、アのうち送料を除いた価格とする。

3 返礼品提供事業者の特典

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) 返礼品の発送時に、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。
- (3) 本市がふるさと応援寄附金(納税)の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。
- (4) 返礼品提供事業者は、本市のふるさと応援寄附金返礼品提供事業者であることを商品の宣伝 や会社のPRに活用することができます。

4 委託事業者

(1) 本市は、寄附の受付や返礼品の発注・配送管理等の業務について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、次の事業者へ委託しています。

【委託事業者】

レッドホースコーポレーション株式会社

〒130-0015

東京都墨田区横綱 1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階

5 返礼品登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (3) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったとき。
- (5)本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (6) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本 市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

6 その他

- (1) 積極的に本市のPR等を行い、シティセールス活動に努めてください。
- (2) 寄附者が高梁市民である場合、返礼品は送付できません。
- (3) 返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (4)個人情報の取り扱いについては、高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例及び関係法令を遵守してください。また、個人情報について、高梁市ふるさと応援寄附金(納税)の目的以外には利用しないでください。

連絡先

高梁市秘書企画課企画係

TEL:0866-21-0208 FAX:0866-21-0261